

介護老人福祉施設百楽園・地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園 ～ご利用料金表～

当施設のご利用料金(利用者自己負担)は、以下の通りです。

①施設介護サービス費 + ②食費 + ③居住費 + ④その他の費用 = 1ヶ月(30日)の利用料

※施設介護サービス費の負担割合については、負担割合証にてご確認ください。

※下表の施設介護サービス費については、基本報酬の他、原則算定する加算等を含めた額を表示しています。実際の負担額は個別に算定する加算等により変わりますので、あらかじめご了承ください。

※支給要件に該当される方は、希望により高額介護サービス費を受領委任払にできます。

※低所得で生計が困難である方および生活保護受給者については、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度を利用できる場合があります。詳しくは当園の支援相談員までお問い合わせください。

なお、軽減制度の利用は、原則、保険者が函館市の方に限られますので、あらかじめご了承ください。

①施設介護サービス費の自己負担額について

介護度	ご利用施設	負担割合	①施設介護サービス費						自己負担額 【償還払時】
			※1ヶ月(30日)あたりの自己負担額【受領委任払時】						
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	
要介護1	介護老人福祉施設 (本体施設)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	22,734円	22,734円	22,734円	22,734円
		2割				45,468円	45,468円	45,468円	45,468円
		3割				(※44,400円)	68,201円	68,201円	68,201円
	地域密着型 (サテライト)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	27,039円	27,039円	27,039円	27,039円
		2割				(※44,400円)	54,080円	54,080円	54,080円
		3割				(※44,400円)	81,119円	81,119円	81,119円
要介護2	介護老人福祉施設 (本体施設)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	25,099円	25,099円	25,099円	25,099円
		2割				(※44,400円)	50,197円	50,197円	50,197円
		3割				(※44,400円)	75,295円	75,295円	75,295円
	地域密着型 (サテライト)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	29,404円	29,404円	29,404円	29,404円
		2割				(※44,400円)	58,808円	58,808円	58,808円
		3割				(※44,400円)	88,212円	88,212円	88,212円
要介護3	介護老人福祉施設 (本体施設)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	27,565円	27,565円	27,565円	27,565円
		2割				(※44,400円)	55,129円	55,129円	55,129円
		3割				(※44,400円)	82,694円	82,694円	82,694円
	地域密着型 (サテライト)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	31,902円	31,902円	31,902円	31,902円
		2割				(※44,400円)	63,803円	63,803円	63,803円
		3割				(※44,400円)	(※93,000円)	95,705円	95,705円
要介護4	介護老人福祉施設 (本体施設)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	29,929円	29,929円	29,929円	29,929円
		2割				(※44,400円)	59,858円	59,858円	59,858円
		3割				(※44,400円)	89,787円	89,787円	89,787円
	地域密着型 (サテライト)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	34,333円	34,333円	34,333円	34,333円
		2割				(※44,400円)	68,664円	68,664円	68,664円
		3割				(※44,400円)	(※93,000円)	102,997円	102,997円
要介護5	介護老人福祉施設 (本体施設)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	32,260円	32,260円	32,260円	32,260円
		2割				(※44,400円)	64,520円	64,520円	64,520円
		3割				(※44,400円)	(※93,000円)	96,780円	96,780円
	地域密着型 (サテライト)	1割	(※15,000円)	(※15,000円)	(※24,600円)	36,663円	36,663円	36,663円	36,663円
		2割				(※44,400円)	73,327円	73,327円	73,327円
		3割				(※44,400円)	(※93,000円)	109,990円	109,990円

注) (※ 円)の表示額は、高額介護サービス費の受領委任払適用後の金額です。

なお、高額介護サービス費の自己負担上限については、下表にてご確認ください。

高額介護サービス費の自己負担上限額(1ヶ月の上限額)

区 分		高額介護サービス費 自己負担上限額
第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の方	15,000円
		24,600円
第4段階	市民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
第5段階	市民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)以上 690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000円(世帯)
第6段階	市民税課税世帯で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)

②食費と③居住費の自己負担額について

※食費と居住費については、ご利用者の世帯所得に応じ保険者である市区町村に申請し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けることで、軽減されます。

なお、1ヶ月(30日)あたりの自己負担額については、下表にてご確認ください。

※経管栄養の方の栄養剤については、原則、食費として算定されますので、あらかじめご了承ください。

食費・居住費(滞在費の)負担限度額

利用者負担段階		②食費	③居住費		
			介護老人福祉施設 (本体特養)		地域密着型 (サテライト)
			多床室	従来型 個室	ユニット型 個室
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税であり預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計2,000万円以下、配偶者がいない方は1,000万円以下の方	9,000円	0円	11,400円	26,400円
第2段階	次のいずれも満たす方 ・世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計1,650万円以下、配偶者がいない方は650万円以下の方	11,700円	12,900円	14,400円	26,400円
第3段階①	次のいずれも満たす方 ・世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 ・預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計1,550万円以下、配偶者がいない方は550万円以下の方	19,500円	12,900円	26,400円	41,100円
第3段階②	次のいずれも満たす方 ・世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方 ・預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計1,500万円以下、配偶者がいない方は500万円以下の方	40,800円	12,900円	26,400円	41,100円
第4段階 (基準費用額)	・本人が課税世帯の方または預貯金等の合計額が上記金額を超える方 ・本人が第1～第3段階の方で、配偶者が課税、または夫婦の預貯金等の合計額が上記金額を超える方	43,350円	27,450円	36,930円	61,980円

④その他の費用負担について

※以下のサービスの利用に伴い、費用負担が発生いたします。なお、毎月1日を基準日とした月額料金の設定となっており、在籍期間中は入院時にも費用負担が継続いたしますので、あらかじめご了承ください。

- ・事務管理費(各種申請及び支払い代行に係る費用) … 月1,000円(本体特養・サテライト共通)
- ・テレビ付床頭台レンタル使用料 … 月2,000円(本体特養のみ)
- ・居室内家電製品使用料(電気代) … 月2,000円(サテライトのみ)

※利用者負担軽減制度(社会福祉法人による利用者負担の軽減)について

低所得で生活が困難であって、以下の①～⑤の要件をすべて満たす場合は、函館市に申請し、社会福祉法人利用者負担軽減確認証の発行を受けることで、施設介護サービス費、居住費、食費等が軽減される場合があります。なお、保険者が函館市以外の方は対象外です。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

※社会福祉法人による利用者負担の軽減率

高額介護サービス費の段階	軽減の対象となる利用者負担	軽減率
第1段階	③居住費のみ	100%
第2段階	②食費 ③居住費	25%(老齢福祉年金受給者は50%)
第3段階	①施設介護サービス費・②食費・③居住費	25%(老齢福祉年金受給者は50%)
第4段階以上		

※介護保険負担割合について(※介護保険負担割合証にて、ご確認ください。)

要介護認定を受けている第1号被保険者(65歳以上)	本人の合計所得金額※1が220万円以上	下記以外の場合		3割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額※2の合計	65歳以上が本人のみ 280万円以上340万円未満 65歳以上が2人以上 346万円以上463万円未満	2割
	本人の合計所得金額※1が160万円以上220万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額※2の合計	65歳以上が本人のみ 280万円未満 65歳以上が2人以上 346万円未満	1割
			65歳以上が本人のみ 280万円未満 65歳以上が2人以上 346万円未満	2割
	本人の合計所得金額が160万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額※2の合計	65歳以上が本人のみ 280万円未満 65歳以上が2人以上 346万円未満	1割
			65歳以上が本人のみ 280万円未満 65歳以上が2人以上 346万円未満	1割

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除をする前の所得金額。

※2「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等の所得(公的年金等収入金額から公的年金等控除額を控除した残額)を除いた額。